

白石市乳児等通園支援事業のご案内

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対し、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため、令和8年4月から乳児等通園支援事業「こども誰でも通園制度」を実施します。

本事業は、保護者の就労要件を問わずに月一定時間までの利用可能枠の中で、柔軟に保育施設等を利用できる事業です。事業の実施により、集団生活の機会を通しこどもの成長を促すとともに、保護者が子育てについて相談できる機会を提供し、子育ての不安を解消できるよう支援していきます。

1 利用できる方

保育園や幼稚園、認定こども園等に通っていない、又は在籍していない生後6か月から満3歳未満（3歳の誕生日の前々日まで利用可能）のお子さん。

※利用にあたってはお住いの自治体の給付認定申請を行い、認定証を受ける必要があります。

2 利用可能時間 月曜日～金曜日

※土祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く。そのほか施設において事業を実施しない日があります。

3 実施場所及び利用定員、利用可能時間

名称	住所	利用可能時間	連絡先
白石みのりこども園	白石市福岡深谷字青木31番地	8:30 ～13:00	0224 -26-8074
白石市第二幼稚園	白石市南町二丁目2番1号	9:00 ～16:00	0224 -25-6326

4 利用可能時間

月10時間を上限として、利用可能時間の範囲内で利用できます。（1回あたり最低1時間から、30分単位で利用できます。）

※前の月に未利用分があっても、翌月に繰り越しはできません。

利用申込は、QRコードで「総合支援システム」へアクセスしてください。



5 利用料金

1時間あたり300円（1時間以降30分150円）

ただし、家庭の状況によって負担軽減の対象となる場合があります。

対象区分	1人1時間あたり	利用料金
生活保護世帯	0円	生活保護受給者証
市町村民税所得割合算額 77,101未満の世帯	100円 以降30分あたり50円	課税証明書（白石市で課税されている場合は省略可）
要保護児童及び要保護児童がいる世帯や支援が必要と認められる世帯	100円 以降30分あたり50円	証明書、申立書等

※昼食、おやつを提供する施設の場合は別途費用がかかります。